

公認会計士及び監査法人における
マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び
拡散金融対策に関するガイドライン

令和8年7月17日

金融庁

第1	はじめに	- 1 -
1.	マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る考え方	- 1 -
2.	本ガイドラインの位置付けと監督上の対応	- 1 -
第2	求められる取組み	- 2 -
1.	犯収法上の義務	- 2 -
(1)	取引時確認	- 2 -
①	公認会計士等の特定業務と特定取引等	- 2 -
②	顧客等の本人特定事項等の確認	- 3 -
③	実質的支配者の確認	- 4 -
④	ハイリスク取引の場合の確認	- 5 -
(2)	確認記録及び取引記録等の作成・保存	- 5 -
(3)	取引時確認等を的確に行うための措置	- 6 -
①	取引時確認を行った事項に係る情報を最新の内容に保つための措置	- 6 -
②	使用人に対する教育訓練の実施	- 6 -
③	取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成	- 7 -
④	リスク評価、情報収集、記録の精査	- 7 -
⑤	統括管理者の選任	- 7 -
⑥	リスクの高い取引を行う際の対応	- 7 -
⑦	必要な能力を有する職員の採用・育成	- 7 -
⑧	取引時確認等に係る確認	- 8 -
(4)	疑わしい取引の届出	- 8 -
2.	外為法及び国際テロリスト等財産凍結法上の義務	- 8 -
第3	リスクベース・アプローチ	- 9 -
1.	リスクベース・アプローチの意義	- 9 -
2.	リスクの特定・評価・低減	- 10 -
(1)	リスクの特定	- 10 -
(2)	リスクの評価	- 10 -
(3)	リスクの低減	- 11 -
①	リスク低減措置の意義	- 11 -
②	顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）	- 12 -
第4	金融庁によるモニタリング等	- 13 -
第5	官民連携・関係当局との連携等	- 14 -

第1 はじめに

1. マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る考え方

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になっている。そのような中で、犯罪によって得た収益の出所などを分からなくするマネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化している。

こうした資金の流れを放置すると、不正な資金が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に利用され、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えるおそれがある。また、大量破壊兵器の開発、保有、輸出等に対する資金供与を通じて、大量破壊兵器の拡散活動を助長することは、我が国や国際社会にとっての大きな脅威につながる。

このため、国際社会においては、不正な資金の移転が、国境を越え脆弱な規制や不十分な対策の隙をついて行われるという認識のもと、金融活動作業部会（Financial Action Task Force。以下「FATF」という。）の多国間枠組みを通じて、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び大量破壊兵器の拡散活動に対する資金供与（以下「マネロン等」という。）への対策の国際基準（以下「FATF 基準」という。）の策定・履行を協調して行い、世界全体での対策の実効性向上を図っている。

FATF 基準は、犯罪による収益の移転等を防止するため、これに利用されるおそれのある金融機関及び非金融事業者・職業専門家が適正な顧客管理措置を講ずることにより、そのリスクを抑制するとともに、これらの犯罪等が行われた場合における資金の追跡を可能とし、当該犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みを構築するために、特定の事業者及び職業専門家が行うべき措置を定めている。

また、リスクベース・アプローチ¹によるマネロン等リスク管理態勢の構築・維持は、FATF 基準の中心的な項目となっている。

以上の国内外の状況を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン等対策を適切に講じる必要がある。

2. 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応

本ガイドラインは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定事業者のうち、同項第 48 号に掲げる者である公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）及び監査法人（以下「公認会計士等」という。）を対象とする。

我が国の公認会計士等が、マネロン等に利用されず健全にその機能を維持していくため、本ガイドラインを踏まえたマネロン等対策への対応状況等について、金融庁は、適切にモニタリングを行っていく。

こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける措置が不十分であるなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）のリスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、犯収法第 15 条から第 18 条に基づき、必要に応じ、報告徴収や是正命令等の対応を行い、公認会計士等の管理態勢の改善を図る。本ガイドラインは、監督当局として、リスクベース・アプローチに基づくモニタリン

¹ 本ガイドライン「第 3 リスクベース・アプローチ」を参照。

グに当たって、公認会計士等において求められる取組みを明確化するとともに、モニタリングのあり方等を示すものである。公認会計士等は、本ガイドラインで言及していることのほか、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」及び「疑わしい取引の参考事例」(金融庁)等に留意すべきである。

また、日本公認会計士協会は、金融庁と連携しながら、公認会計士等に参考とすべき情報の共有や管理態勢の構築に関する支援を行うことが期待される。

第2 求められる取組み

1. 犯収法上の義務

(1)取引時確認

①公認会計士等の特定業務と特定取引等

公認会計士等は、顧客等と一定の取引を行うに際して取引時確認を行うことが必要となるなど、一定の犯収法上の義務が課されている。公認会計士等が行う業務の全てが必ずしも義務の対象となるわけではなく、義務の対象となる業務(以下「特定業務」という。)の範囲が定められている。公認会計士等においては、犯収法別表(第4条関係)中「第2条第2項第48号に掲げる者」の規定により、公認会計士法第2条第2項若しくは第34条の5第1号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、一定のもの²(以下「特定受任行為の代理等」という。)が犯収法上の義務の対象であり、監査証明業務等は対象とならない。具体的に犯収法上の義務の対象となるものは、例えば、財務に関する相談業務に付随した会社設立等の手続等が考えられる。

また、公認会計士等が顧客等と取引を行う際に取引時確認が必要となるのは、全ての取引についてではなく、特定業務のうち一定の取引(以下「特定取引等」という。)である。特定取引等には、特定取引とマネロン・テロ資金供与に用いられるおそれが特に高い取引(以下「ハイリスク取引」という。)があり、いずれの取引であるかにより、確認事項及びその確認方法が異なる。特定取引及びハイリスク取引とは、以下の取引を指す。

＜特定取引＞(犯収法第4条第1項及び犯収法施行令第9条第1項)

特定取引とは、以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結を指す³。

- ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
- ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続
- ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分⁴

² 顧客のために行う、①宅地建物の売買に関する行為又は手続、②会社等(犯収法施行令第8条第3項各号に掲げる法人、組合又は信託含む。具体的には特定非営利活動法人や一般社団法人又は一般財団法人等)の設立又は合併等に関する行為又は手続、③現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分、についての行為又は手続の代理又は代行に係るもの。なお、租税や罰金等、過料の納付や成年後見人等として行う財産の管理又は処分は特定業務には含まれない(犯収法施行令第8条第1項)。

³ なお、任意後見人契約に関する法律(平成11年法律第150号)第2条第1項に定める任意後見契約の締結等については特定取引には含まれない。(犯収法施行令第9条第1項及び犯収法施行規則第4条第3項)

⁴ 閾値以下の取引であっても、一回当たりの取引の金額を減少させるために一の取引を分割していることが一見して明らかなものは一の取引とみなし、特定取引に該当する場合がある。

- ・マネロン・テロ資金供与の疑いがあると認められる取引(犯収法施行規則第5条第1号)
- ・同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引(犯収法施行規則第5条第2号)

＜ハイリスク取引＞(犯収法第4条第2項及び犯収法施行令第12条)

- ・なりすましの疑いがある取引
- ・取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある取引
- ・マネロン・テロ資金供与に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国⁵等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴う取引
- ・顧客等が外国PEPs(Politically Exposed Persons)⁶である取引

②顧客等の本人特定事項等の確認

公認会計士等は、顧客等と通常の特定取引(特定取引であってハイリスク取引に該当しないものをいう。)を行うに際して、犯収法第4条第1項及び第4項により、以下の事項を確認することが求められる。

顧客等が自然人の場合	顧客等が法人 ⁷ の場合
本人特定事項(氏名、住居及び生年月日) ※代表者等 ⁸ (自然人である顧客等の代理人)がいる場合、代表者等の本人特定事項及び代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていること	本人特定事項(名称及び本店又は主たる事務所の所在地) 代表者等の本人特定事項(同左) 代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていること
取引を行う目的	取引を行う目的
職業	事業の内容
	実質的支配者の本人特定事項

顧客等及び代表者等の本人特定事項の確認は、犯収法施行規則第6条及び第12

(犯収法施行令第9条第2項)

⁵ 犯収法施行令第12条第2項各号に掲げる国又は地域をいう。

⁶ ①外国の元首、②外国政府等において重要な地位を占める者(我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣、副大臣、衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長、参議院副議長、最高裁判所の裁判官、特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員、統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員)、③過去に①又は②であった者、④①～③の家族、⑤①～④が実質的支配者である法人(犯収法施行令第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号)。

⁷ 上場会社は「法人」ではなく、国等(犯収法第4条第5項、犯収法施行令第14条及び犯収法施行規則第18条)に含まれる。以下、本ガイドラインにおいて同じ。なお、上場会社を含む国等の場合は代表者等の本人特定事項及び代表者等が顧客等である法人のために取引の任に当たっていることのみ確認する。また、人格のない社団・財団である場合には、代表者等の本人特定事項、取引を行う目的、事業の内容のみを確認する。

⁸ 顧客等が自然人の場合における顧客等の代理人や、顧客等が法人の場合における代表者や会社の取引担当者など、現に特定取引等の任に当たっている自然人が当該顧客等と異なるときににおける当該自然人のこと(犯収法第4条第6項)。

条に掲げる方法によることが求められる。

また、取引を行う目的や職業又は事業の内容、実質的支配者の本人特定事項の確認については、当該顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法とする(犯収法施行規則第9条から第11条)。事業の内容の確認に関しては、定款や登記事項証明書等によることが考えられる。なお、取引を行う目的や職業又は事業の内容を確認する際には、必要に応じて「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(金融庁)に掲げられている類型を参照することが望ましい。

③実質的支配者の確認

実質的支配者とは、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいう。公認会計士等が法人からの依頼を受けるに際しては、実質的支配者の本人特定事項の確認をすることが求められる(犯収法第4条第1項第4号)。

実質的支配者は、以下のア.又はイ.に該当する自然人となる。

ア. 顧客等が資本多数決法人⁹である場合(犯収法施行規則第11条第2項第1号、第2号及び第4号)

(ア)まず、議決権の割合が重要な考慮事由となる。支配的な影響力を及ぼす議決権の割合は、法人の株主構成等により異なるが、当該法人の議決権の25%を超えて直接又は間接に有することが一つの指標となる。この場合でも、例えば、当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合や、当該法人の議決権の50%を超える自然人が別にいる場合は、実質的支配者に該当しないと判断することも考えられる。

(イ)上記(ア)のアプローチにより実質的支配者が特定できない場合には、出資、融資、取引その他の関係(議決権の保有によらない支配)が考慮事由となる。例えば、法人の意思決定に支配的な影響力を有する大口債権者や取引先、法人の意思決定機関の構成員の過半を自社から派遣している上場会社、法人の代表権を有する者に対して何らかの手段により支配的な影響力を有している自然人が考えられる。

(ウ)上記(ア)及び(イ)のアプローチにより特定される自然人がいない場合、代表権その他の業務執行権を有する自然人であると考えられる。

イ. 顧客等が資本多数決法人以外の法人¹⁰である場合(犯収法施行規則第11条第2項第3号及び第4号)

以下のアプローチで該当する自然人がいる場合は当該自然人、いない場合は上記ア.(イ)、(ウ)のアプローチにより確認される自然人。

・法人の収益総額の25%を超える配当を受ける自然人がいる場合は、当該自然人。ただし、当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合や、50%を超える収益の配当を受ける自然人が別にいる場合は、実質的支配者に該当しないと判断することも考えられる。

公認会計士等が実質的支配者を判断するに際し用いる資料としては、例えば、以下が考えられる。

⁹ 株式会社、投資法人、特定目的会社等。

¹⁰ 一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、持分会社等。

- ・株主名簿
- ・有価証券報告書
- ・法人税確定申告書の別表二 同族会社の判定に関する明細書
- ・公証人の定款認証における「実質的支配者となるべき者の申告書」¹¹
- ・商業登記所における実質的支配者情報一覧(実質的支配者リスト)¹²⁾

あらゆる法人に対して、実質的支配者の判断において一律に上記の資料を用いることが求められる趣旨ではなく、顧客等のリスクに応じた対応が求められる。なお、顧客等が上場会社である場合、当該顧客等の本人特定事項等の確認を要さず、実質的支配者の本人特定事項の確認も不要となる(犯収法第4条第5項)。この場合でも、公認会計士等に対して現に特定取引等の任に当たっている自然人(代表者等)の本人特定事項及び代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていることの確認は求められる。

④ハイリスク取引の場合の確認

公認会計士等は、ハイリスク取引に該当する取引を行う場合には、②に記載されている通常の本人特定事項等の確認に加え、当該確認の方法とは異なる方法により本人特定事項及び実質的支配者の確認を行うことが求められる(犯収法第4条第2項、犯収法施行規則第14条第1項及び第3項)。さらに、当該ハイリスク取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合、顧客等の資産及び収入の状況の確認を行うことも求められる。資産及び収入の状況の確認の方法は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかの検討に必要な限度において、例えば、以下の書類を確認する方法とする(犯収法施行規則第14条第4項)

顧客等が自然人の場合 ¹³	顧客等が法人の場合
源泉徴収票 確定申告書 預貯金通帳	貸借対照表 損益計算書 財産目録

(2) 確認記録及び取引記録等の作成・保存

公認会計士等は、取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない(犯収法第6条及び犯収法施行規則第19条から第21条)。確認記録には、取引時確認を行った者の氏名や、確認記録の作成者の氏名等の犯収法施行規則第20条に掲げる事項について記録することが求められる¹⁴。

¹¹ 法人設立時の定款認証において、公証人に実質的支配者となるべき者を申告させるもの(公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)第13条の4)。

¹² 株式会社(特例有限会社を含む。)が、商業登記所の登記官に対し、当該株式会社が作成した実質的支配者に関する情報を記載した書面を所定の添付書面とともに提出し、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付の申出を行うことができることとするもの(商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則(令和3年法務省告示第187号))。

¹³ 顧客等の配偶者等に係る書類を含む(犯収法施行規則第14条第4項第1号)。

¹⁴ 確認記録の作成にあたっては、例えば、「犯罪収益移転防止法の概要」(警察庁ホームページ)に掲載されている別表が参考になる。

また、特定受任行為の代理等を行った場合、直ちに取引記録等を作成し、特定受任行為の代理等の行われた日から7年間保存しなければならない(犯収法第7条第2項、第3項及び犯収法施行規則第23条)。なお、200万円以下の現金、有価証券等の財産の管理又は処分に係る特定受任行為の代理等や、任意後見人の事務として行う特定受任行為の代理等については、取引記録等の作成は必要ではない(犯収法第7条第2項、犯収法施行令第15条第2項及び犯収法施行規則第22条第2項)。取引記録等には、以下の事項を含まなければならない(犯収法施行規則第24条)。

- ・口座番号その他の顧客等の確認記録を検索するための事項(確認記録がない場合には、氏名その他の顧客等又は取引等を特定するに足りる事項)
- ・特定受任行為の代理等の日付、種類、財産の価額
- ・財産の移転を伴う特定受任行為の代理等にあつては、当該財産の移転元又は移転先の名義その他の当該移転元又は移転先を特定するに足りる事項等

保存する確認記録や取引記録等は、自らの顧客管理の状況や結果等を示すものであるほか、同一の顧客等から再度の依頼があつた場合や依頼を受けた後に犯罪収益の移転に関わる依頼であつたことが疑われた場合に過去の確認状況や取引を振り返ること等により、疑わしい取引の届出の要否の判断や当局への必要なデータの提出にも必須の情報である。

(3)取引時確認等を的確に行うための措置

公認会計士等は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置(以下「取引時確認等の措置」という。)を的確に行うための措置として取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、以下の②から⑧の事項を講ずるよう努めることが求められる(犯収法第11条及び犯収法施行規則第32条第1項)。ただし、リスクベース・アプローチの趣旨に鑑み、(3)に記載される事項は、監査法人等の規模や顧客等の特性に応じて措置を講ずることが求められるものであることに留意が必要である。また、監査法人等が複数の事務所を持っている際には、全組織的な管理態勢の構築が必要であることに留意する。また、取引時確認等を的確に行うための措置を講ずるにあつては、必要に応じて「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」(金融庁)を参照することが望ましい。

①取引時確認を行った事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

特定取引等を行っている公認会計士等は、確認を行った事項について、最新の内容に保つための措置を講じることとされている。

具体的には、特定取引等に係る長期的な契約を締結している顧客等を有する場合において、公認会計士等は、当初の確認事項からの変更の有無について、定期的に確認を実施することが考えられる。

②使用人に対する教育訓練の実施

公認会計士等の職員等が、犯収法上に定める措置を的確に実施できるようにするため、公認会計士等は、

- ・実際に顧客等と接する職員等に、マネロン・テロ資金供与リスクがあるか否かを認識するための具体的な注意点や対応要領について教育訓練する(例えば、監査法人

等においては監査法人等主催の関連研修プログラムへの職員等の参加、公認会計士においては、日本公認会計士協会等主催の関連研修会等への参加等を積極的に行うことが考えられる。)

・監査法人等の規模・形態に応じ、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかを一元的に判断する部署を設置するなどの措置を講ずることが考えられる。

③取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

取引時確認等の的確な実施を確保するため、公認会計士等は、取引時確認等の措置の実施手順や対応要領等を定めた規程を作成することが考えられる。

④リスク評価、情報収集、記録の精査

特定取引等に係る長期的な契約を締結している顧客等を有する場合において、公認会計士等は、自らが行う取引を定期的に調査、分析して、マネロン・テロ資金供与リスクを評価した上で、必要に応じてこれを書面化し、これを更新することが考えられる。リスク評価の手法は、監査法人等の規模や顧客等の特性に応じて異なるものとなることに留意が必要である。また、作成した書面の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理、分析すること、確認記録や取引記録等を継続的に精査することが考えられる。

⑤統括管理者の選任

監査法人等において、教育訓練の実施、規程の作成、法令の遵守状況の確認等、取引時確認等の的確な実施のために必要な業務の責任の所在を明らかにし、一元的・効率的な業務運営を行うため、取引時確認等の実施等に関する事項を統括管理する者を選任することが考えられる。

個人会計事務所については、公認会計士自身が上記の対応に係る責任を有する者であることを認識し、取引時確認等の実施等を行うことになる。

⑥リスクの高い取引を行う際の対応

公認会計士等が外国 PEPs との取引や通常でない取引等のリスクの高い取引¹⁵を行うに際しては、上記⑤で定義される統括管理者の承認を得ることが考えられる。また、公認会計士等は、リスクの高い取引を行うに当たって行われる情報の収集、整理及び分析の結果を書面化し、これを確認記録や取引記録等とともに保存することが考えられる。

⑦必要な能力を有する職員の採用・育成

公認会計士等は取引時確認等の措置が的確に行われるために必要な能力を有する者を採用・育成するために必要な措置を講ずることが考えられる。

¹⁵ リスクの高い取引とは、犯収法施行規則第 32 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定が引用する第 27 条第 1 項第 2 号に規定する取引であり、具体的には、ハイリスク取引（犯収法第 4 条第 2 項前段）、疑わしい取引（犯収法施行規則第 5 条第 1 号）、同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引（犯収法施行規則第 5 条第 2 号）、その他犯罪収益移転危険度調査の内容を勘案して犯罪による収益の移転の危険性の程度が高いと認められるもの（犯収法施行規則第 27 条第 1 項第 2 号）である。

⑧取引時確認等に係る確認

公認会計士等は、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な確認を行うことが考えられる。

(4)疑わしい取引の届出

犯収法第8条第2項により、公認会計士等は、特定受任行為の代理等について、
・当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがある、又は、
・顧客等が特定受任行為の代理等に関し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第10条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがある

と認められる場合には、疑わしい取引の届出を当局に行うこととされている。

疑わしい取引の届出を行わなければならない場合については、特定受任行為の代理等そのものにおいて收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合でなくとも、その準備・関連行為と捉えられるもの(例えば顧問契約等)において收受した財産が犯罪による収益であると認められる場合も含まれ得る。

疑わしい取引の届出については、犯収法施行令第16条第3項に定める事項を、犯収法施行規則別記様式第1号から第3号の様式に従って、届出なければならない。実際に疑わしい取引の届出を行うにあたっては、届出の方式や届出先等が記載されている「疑わしい取引の届出手続き」(金融庁)が参考になる。また、疑わしい取引に該当する可能性のある取引の参考事例として「疑わしい取引の参考事例」(金融庁)も参考になる。

なお、公認会計士等は、疑わしい取引の届出を行うに際し、これを行おうとすること又は行ったことを当該疑わしい取引の届出に係る顧客等又はその者の関係者に漏らしてはならないことに留意する(犯収法第8条第4項)。

上記の通り、公認会計士等については、疑わしい取引の届出義務が課されている。ただし、公認会計士法第27条が定める守秘義務に照らし、漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。

2. 外為法及び国際テロリスト等財産凍結法上の義務

平成13年9月の米国における同時多発テロ事件の発生や、核・その他の大量破壊兵器等の開発を受け採択された国連安保理決議により、タリバーン関係者やテロリスト等、大量破壊兵器等の拡散に関与する者等に対する「遅滞なき資産凍結」の措置が各国に求められている。日本では、当該安保理決議の要請等に基づき、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)や国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)(以下「国際テロリスト等財産凍結法」という。)に基づいてタリバーン関係者やテロリスト等に対し、資金その他資産の使用・資金の流れを

防止するための資産凍結措置を実施している。

資産凍結義務¹⁶は事業者や職業専門家を含めた何人にも課されている義務であり、公認会計士等においても、個々の依頼人のほか、依頼内容が金銭等の取引である場合には取引の内容等にも着目し、各規制に該当しないことを確認するために、下記の対応をとることが求められる。

- ・取引の内容(送金先、取引関係者(その実質的支配者を含む)等)について最新の制裁リスト¹⁷¹⁸と照合するなど、的確な運用を図ること
- ・制裁対象者が新たに指定された際には、遅滞なく、依頼人に係る情報¹⁹と照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守

上記の照合の結果、制裁対象者と取引等があることを検知した場合は、公認会計士法第 27 条(秘密を守る義務)に該当する場合を除き、取引未遂も含めて速やかに監督・規制当局(※)に報告すること。また、預かり金等の当該対象者の資産を保有し、当該資産を凍結している場合において、当該対象者が削除された際には、監督・規制当局に確認の上、速やかに当該資産の凍結解除を実施すること。

(※)規制当局は下記のとおり

対外取引:財務省国際局調査課対外取引管理室

国内取引:警察庁警備局警備企画課

第3 リスクベース・アプローチ

1. リスクベース・アプローチの意義

マネロン等の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、広く産業や雇用の環境、人口動態、法制度や、IT 技術の発達に伴う取引形態の拡大、経済・金融サービス等のグローバル化の進展等、様々な経済・社会環境の中で常に変化している。そのため、財産等の移転の手法や態様の変化に応じ、マネロン等対策は、不断に高度化を図っていく必要がある。

公認会計士等においては、マネロン等リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った管理態勢の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められる。

FATF は、マネロン等対策のために各国が採るべき対策の基準として 40 の勧告を策定しているが、第1の勧告として、限られた資源を有効に活用してマネロン等を効果的

¹⁶ 支払等や資本取引について許可を受ける義務(外為法第 16 条及び第 21 条)及び財産凍結等対象者を相手方とする贈与や貸付け等の行為の制限(国際テロリスト等財産凍結法第 15 条)

¹⁷ 経済制裁措置及び対象者リスト(財務省ホームページ)

¹⁸ 制裁対象者のために当該対象者以外の名義で行われる取引その他の当該対象者のために直接又は間接に行われるものを含む。以下を参照。

- ・外国為替及び外国貿易法第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件(平成 10 年財務省告示 99 号)

- ・外国為替及び外国貿易法第 21 条第 1 項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件

- ・令和 5 年 6 月 1 日施行の支払告示・資本取引告示の FAQ(財務省国際局外国為替室、対外取引管理室)

¹⁹ 経済制裁措置及び対象者リスト(財務省ホームページ)

に防止する観点から、マネロン等リスクを評価した上で、当該リスクに応じた措置を講じるリスクベース・アプローチの考え方を採用している。マネロン等対策におけるリスクベース・アプローチとは、公認会計士等が、自らのマネロン等リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

2. リスクの特定・評価・低減

リスクベース・アプローチにおいては、マネロン等リスクへの対応を、リスクの特定・評価・低減等の段階に便宜的に区分するなど、順を追って検討していくことが重要である。

(1) リスクの特定

リスクの特定は、自らが受任する行為や顧客等の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネロン等リスクを特定するものであり、リスクベース・アプローチの出発点である。

なお、検証に際しては、国によるリスク評価(犯収法第3条第3項で定める「犯罪収益移転危険度調査書」(国家公安委員会))の結果を踏まえる必要があるほか、外国当局や日本公認会計士協会等が行う分析等についても適切に勘案することで、各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることが重要である。

さらに、こうした分析等は、複数の公認会計士等に共通して当てはまる事項を記載したものであることが一般的であり、各公認会計士等においては、これらを参照するにとどまらず、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクの特定に努める必要がある。

以下に努めることが重要である。

- ア. 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが受任する行為や顧客等の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン等リスクを特定すること
- イ. 包括的かつ具体的な検証に当たっては、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること
- ウ. 取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の関係性を検証し、リスクを把握すること
- エ. 新たな技術を活用する行為その他の新たな態様による行為を代理する場合には、当該受任行為の代理の実行前に、当該行為に係るマネロン等リスクを検証すること
- オ. マネロン等リスクについて、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと

(2) リスクの評価

リスクの評価は、上記(1)において特定されたマネロン等リスクの自らへの影響度等を評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土台となるものであり、自らの事業環境・経営戦略の特徴を反映するよう努める必要がある。

また、リスクの評価は、リスク低減措置の具体的内容と資源配分の見直し等の検証

に直結するものであることから、監査法人等の場合には、経営陣の関与の下で、全組織的な実施に努める必要がある。

以下に努めることが重要である。

- ア. リスク評価の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、上記(1)において特定されたマネロン等リスクについて、評価を実施すること
- イ. 上記ア. の評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮すること
- ウ. リスク評価の結果を踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること
- エ. 定期的にはリスク評価を見直すほか、マネロン等対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと

(3)リスクの低減

①リスク低減措置の意義

自らが直面するマネロン等リスクを低減させるための措置は、リスクベース・アプローチに基づくマネロン等リスク管理態勢の実効性を決定付けるものである。

リスクベース・アプローチにおいては、上記(1)、(2)で特定・評価されたリスクを前提としながら、実際の顧客等の属性・取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、当該措置の実施に努めることが必要である²⁰。

個々の顧客等に着目した手法のほかにも、取引状況の分析・異常取引の検知等の個々の取引に着目した手法があり、これらを組み合わせて実施していくことが有効である。

リスク低減措置は、個々の顧客等やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものであり、自らが定めるところに従って、マネロン等リスクが高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容される。

いずれにせよ、リスク低減措置の具体的内容は、自らが直面するリスクに応じて、公認会計士等において顧客等や取引ごとに個別具体的に検討・実施されるべきものであり、公認会計士等においては、本ガイドラインに記載された事項のほか、日本公認会計士協会等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等も参照しつつ、自らのリスクに見合った低減措置の工夫に努める必要がある。

以下に努めることが重要である。

- ア. 自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客等・取引の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること
- イ. 個々の顧客等や取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン等リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること
- ウ. 本ガイドライン記載事項のほか、日本公認会計士協会等を通じて共有される事例や当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講ずること

²⁰ 「②顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）」を参照。

②顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

上記のとおり、リスク低減措置のうち、特に個々の顧客等に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の顧客等の情報や当該顧客等が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れを、本ガイドラインにおいては、「顧客管理」(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)と呼んでおり、これはリスク低減措置の中核的な項目である。

公認会計士等が顧客等から依頼を受けるに当たっては、当該顧客等がどのような人物・団体で、団体の実質的支配者は誰か、どのような取引を行う目的を有しているか、資金の流れはどうなっているかなど、顧客等に係る基本的な情報を適切に調査し、講ずべき低減措置を判断・実施することが必要不可欠である。

顧客管理の一連の流れは、取引の開始時、継続時、終了時の各段階に便宜的に区分することができるが、それぞれの段階において、個々の顧客等や取引のリスクの大きさに応じて調査し、講ずべき低減措置の的確な判断・実施に努める必要がある。

監査法人等においては、これらの過程で確認した情報、自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し、全ての顧客等についてリスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン等リスクが高いと判断した顧客等については、いわゆる外国 PEPs²¹や特定国等に係る顧客等も含め、リスクに応じた厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence。以下「EDD」という。)を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、リスクに応じた簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence。以下「SDD」という。)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。

以下に努めることが重要である。

- ア. 自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客等・取引とそれへの対応を典型的・具体的に判断することができるよう、顧客等の受入れに関する方針を定めること
- イ. 上記ア.の顧客等の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客等及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、取引の内容等、顧客等に関する様々な情報を勘案すること
- ウ. 顧客等及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、取引を行う目的等の調査に当たっては、信頼に足る証拠を求めてこれを行うこと
- エ. 顧客等及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること
- オ. 信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど、監査法人等の規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い顧客等を的確に検知する枠組みを構築すること
- カ. 取引の内容、国・地域、顧客等の属性等に対する自らのマネロン等リスクの評価の結果(上記(2)で行うリスク評価)を踏まえて、全ての顧客等についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客等のリスク評価に応じて判断すること
- キ. マネロン等リスクが高いと判断した顧客等については、以下を含むリスクに応じ

²¹ 国内 PEPs 及び国際機関 PEPs の顧客管理についても、全ての顧客と同様に、顧客リスク評価を行うとともに、リスクに応じた顧客管理を行うことが求められる。

- た厳格な顧客管理(EDD)を実施すること
- (ア)資産・収入の状況、取引を行う目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること
 - (イ)当該顧客等からの取引の実施等につき、統括管理者の承認を得ること
 - (ウ)リスクに応じて、当該顧客等が取引に係る閾値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客等の情報の調査頻度の増加等を図ること
 - (エ)当該顧客等と属性等が類似する他の顧客等につき、顧客等に係るリスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること
- ク. 顧客等の事業の内容、所在地等が取引を行う目的、取引の内容等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引について、取引の開始前又は多額の資金に絡む行為の取引に際し、事業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること
- ケ. マネロン等リスクが低いと判断した顧客等については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客等が行う取引のモニタリングに係る閾値を上げたり、顧客等の情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること²²。
- コ. 以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること
- (ア)取引類型や顧客等の属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること
 - (イ)各顧客等に実施されている調査の範囲・手法等が、取引の内容や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること
 - (ウ)各顧客等のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客等の情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を顧客等のリスクに応じて異にすること
 - (エ)継続的な顧客管理により確認した顧客等の情報等を踏まえ、顧客等に対するリスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること。特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客等のリスク評価を適切に反映すること
- サ. 必要とされる情報の提供を顧客等から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客等・取引については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること。その際、マネロン等対策の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと

また、団体である顧客等についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン等リスクを勘案することが期待される。

第4 金融庁によるモニタリング等

²² この場合にあっても、公認会計士等が我が国及び当該取引に適用される国・地域の法規制等を遵守することは、もとより当然である。また、FATF 等においては、少額・日常的な個人取引を、厳格な顧客管理を要しない取引の一例として挙げている。

第1. 2のとおり、金融庁としては、本ガイドラインを踏まえた公認会計士等におけるマネロン等対策への取組み状況等について、適切にモニタリングを行い、その結果得られた情報を公認会計士等と共有しつつ、管理態勢の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることを検討していく。

こうしたモニタリングを行うに当たっては、我が国におけるマネロン等に係る実質的なリスクに着目するアプローチを採ることとし、利用可能な情報を収集・集約し、業界全体を俯瞰した上で、公認会計士等のリスクを特定し、評価する。その上で、特定・評価したリスクの高低に応じて資源を配分して、実効的かつ効率的なモニタリングを行っていく。

こうしたリスクの特定・評価においては、マネロン等に係る国際的な動向も踏まえながら、様々な取引の形態、国・地域、顧客等の属性等の公認会計士等の特性等を勘案し、金融庁によるフォワード・ルッキングなモニタリングに活用していく。

このようなリスクの特定・評価・分析を行うに当たっては、種々の定量・定性情報等の客観的資料が必要となる。金融庁としては、既に入手可能なデータのほか、例えば以下の情報等を必要に応じて公認会計士等より提出を受けることや、各監査法人等の内部管理態勢に関するヒアリングを行うこと等により、監督当局によるリスクベース・アプローチの実効性の向上を図る。

- ・疑わしい取引の届出件数(国・地域別、顧客等の属性別等の内訳)
- ・法令の遵守状況の確認や研修等(関係する資格の取得状況を含む。)の実施状況
- ・公認会計士等が作成した書面等
- ・マネロン等リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況

これらの情報は、公認会計士等がリスクベース・アプローチにおけるリスクの特定・評価等を行う際にも有用であり、公認会計士等においては、これらの情報その他自らのリスク分析に必要な情報を蓄積・整理した上で、自らのリスクベース・アプローチの実効性向上のために活用することが期待される。

また、このモニタリングの過程で見られた事例や外国当局等から入手した情報について、我が国公認会計士等のマネロン等対策の全体の水準の底上げに資すると考えられるものについては、金融庁として、積極的に公認会計士等との共有を図っていく。

なお、犯収法第3条第3項では、国家公安委員会において、我が国における犯罪収益移転の危険性等について、犯罪収益移転危険度調査書を公表することとされている。公認会計士等の監督当局として、当該調査書も踏まえて、公認会計士等に対するリスクベース・アプローチに基づくモニタリングを実施する。

第5 官民連携・関係当局との連携等

高まりをみせるマネロン等リスクに対して、我が国公認会計士等の事業環境全体の健全性を維持するためには、各公認会計士等における対応のみならず、内外の関係当局、日本公認会計士協会等が連携・協働して対応を進めていく必要がある。

特に、時々変化するマネロン等の動向に機動的に対応するためには、国際的な議論・先進的な取組み等についての情報収集が重要となるが、各公認会計士等において収集できる情報には限界があることも考えられるほか、対応のノウハウを蓄積する上でも、非効率となりかねない。

こうした観点から、金融庁としては、従前以上に日本公認会計士協会や、関係省庁、外国当局との連携を深めて情報収集を強化し、モニタリング等で得た参考となる事例等

も含め、こうした過程で収集した優良事例等について、公認会計士等と共有を図っていく。また、日本公認会計士協会等と連携しながら、各公認会計士等とも継続的に対話等を行うなどして、マネロン等対策に係る課題や解決策、環境整備等についての継続的な検討を促していく。

また、日本公認会計士協会等においては、業界の特性を踏まえながら、公認会計士等に対して、マネロン等に係る最新の動向や、課題・解決策のあり方や事例、諸外国における取組み等についての情報提供を行うほか、公認会計士等のマネロン等対策の実施・高度化に係る支援を行うなど、中心的な役割を果たすことが期待される。特に日本公認会計士協会が公認会計士等の会員向けに実施する犯収法及びマネロン等対策に関する調査は、こうした役割を果たす上で重要な取組みであるため、会員である公認会計士等には調査回答に協力することが求められる。

さらに、こうしたマネロン等リスク管理に係る業務の効率化の観点からは、このような積極的な情報共有に加え、顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィルタリング等の様々な分野において、テクノロジー等を使った高度化、アウトソーシング等による共同化といった取組みを、その有効性を高めつつ促進していくことも期待される。

他方、金融庁としても、官民双方の円滑なコミュニケーションを更に促進する観点から、日本公認会計士協会や各公認会計士等からの意見等を踏まえて、モニタリングやアウトリーチ等のあり方についても、継続的に見直していく。

さらに、こうした取組みは、国内における関係省庁との連携の下、有効に行われる必要がある。また、必要に応じ、外国当局と情報交換を行うことも有効である。

金融庁としては、このように、日本公認会計士協会等、各公認会計士等、関係省庁、外国当局と密接に情報交換・連携を図り、我が国における実効的なマネロン等対策を確保するための施策を講じていく。

(以上)